

し ち の へ 農 業 委 員 会 だ よ り

通 巻 : 42 号 (令 和 5 年 1 2 月)

発 行 : 七 戸 町 農 業 委 員 会 事 務 局

所 在 : 七 戸 町 字 森 ノ 上 1 3 1 - 4

電 話 : 68 - 2967



令和5年8月22日、七戸中央公民館において【令和5年度上十三地区農業委員会大会】が開催され、上北管内の9市町村から農業委員・農地利用最適化推進委員合わせて約120名が出席しました。大会では、当町の天間俊一会長が司会進行を務め、小又勉町長からは、大会開催のお祝いと来町に関する歓迎の挨拶をいただきました。

議事では、「免税経路制度の恒久化に関する要望」、「適正な価格形成の在り方及び国内生産の増大等と生産資材の確保・安定供給に関する要望」、「農業者年金の国庫補助に関する要望」の3つの要望事項が決議されました。

相続等によって農地の権利を取得したら…

農地の権利を相続等により取得した場合は、農業委員会へその旨を届けなければなりません。

◎届出を要する方

農地法の許可を要せず農地の権利を取得した場合
(所有権、地上権賃貸借など)

◎届出の時期

権利を取得したことを知った日から概ね10ヶ月以内



七戸町農業委員

任期：令和5年7月20日～

令和8年7月19日

町長から任命された農業委員15名と農地利用最適化推進委員7名で新たにスタートしました。農地の利用最適化に向けて、農業者の代表として果たすべき役割を認識し、農業委員・農地利用最適化推進委員ともに連携しながら活動してまいりますので、よろしくお願いします。

会 長	会長職務代理	編集委員長	編集副委員長	遊休農地委員
				
天間 俊一 (十字路)	小栗 作之丞 (道地川目)	佐藤 秀夫 (七戸蒼前)	高田 勝信 (舟場向)	天間 正大 (道ノ上)
年金部長 (天間地区)	編集委員	年金部長 (七戸)	互助会監事	遊休農地対策 副委員長
				
福村 由起江 (道ノ上)	向中野 涉 (向中野)	中野渡 勝則 (荒中見)	天間 幸二郎 (天間蒼前)	佐々木 信幸 (新町)
互助会監事	利用集積委員長	編集委員	利用集積 副委員長	互助会幹事
				
川村 正 (上川目)	山田 繁雄 (野沼寺)	山田 裕子 (野沼寺)	坪 明 (黄金)	鳴海 美名子 (上原子 I)

— 農業委員会について —

農業委員会は、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されています。

七戸町農地利用最適化推進委員

任期：令和5年8月3日～

令和8年7月19日

遊休委員 友の会代表	友の会監事	友の会監事	利用集積委員	遊休農地対策委員
				
楠 俊二 (原子)	鳥谷部 隆之 (鳥谷部)	西野 盛孝 (十字路)	二ツ森 俊一 (二ツ森)	岩城 和二 (七戸蒼前)
年金部長 (天間地区)	編集委員	<h2 style="text-align: center;">各地区の農業委員・推進委員</h2> <p>農業者の代表である農業委員・推進委員は、担当地区において地域農業者の要望をくみ取り、これにきめ細かく応えていくとともに「地域の世話役」としての活動に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>主な活動内容は①農業者に対する相談・指導等、日常相談活動②農地法等法令業務、相続・贈与税等納税猶予制度、現地確認活動及び指導③遊休・耕作放棄地、無断転用等の点検活動及び指導（農地パトロール等の実施）などです。農業、農地等に関しては地元の農業委員にお気軽にご相談下さい。</p>		
				
大平 政吉 (東大町)	瀬川 龍雄 (作田川目)			

	担当地区(行政区)	地区委員(◎班長)
天間林地地区	尾山頭、栗ノ木沢、白石、原子、白金、向原子、上原子、柳平、坪、金沢、金木、天間大沢	◎鳴海 美名子 坪 明 楠 俊二
	長下、中野、手代森、向中野、栄、鳥谷部、十枝内、听、市ノ渡、夏間木、森ノ上、底田、道ノ上、松ヶ沢、旭、森中、協和、桜木、中嶋	◎福村 由起江 向中野 涉 鳥谷部 隆之
	後平、馬込、曙、天間蒼前、黄金、十字路、原久保、諏訪、狐久保、石沢、一本木、舟場向、天間、小又	◎西野 盛孝 天間 俊一 天間 幸二郎
	上野崎、長沢、下野崎、中岫、花松、寺沢、附田、榎林、昭和、貝塚、二ツ森、李沢、甲田	◎天間 正大 高田 勝信 二ツ森 俊一
七戸地区	城内、新町、横町・本町、袋町、東大町、川向、蒼前、館野、新川原、小川町、下町、南浦、川原町、向町、柏葉町、大池、上町、荒熊内、大沢、作田、和田	◎佐々木 信幸 佐藤 秀夫 中野渡 勝則 岩城 和二
	上見町、下見町、荒屋、中村、荒屋平、沼ノ沢、野左掛、寺下、横長根、一ノ森、川去	◎山田 繁雄 山田 裕子 大平 政吉
	牧場、治部袋、倉岡、銀南木、南斗内、左一、上川目、西野、道地川目	◎川村 正 小栗 作之丞 瀬川 龍雄

所有者不明土地の解消に向けて 不動産に関するルールが大きく変わります!

令和6年4月1日から相続登記の 申請が義務化されます!



※正当な理由がなく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています。
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう!
- 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの?
今からできることは、あるの?

A

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります
それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要**です

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



相続登記の申請って大変じゃないの?
どのような手続きをとればいいのか?

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続きは、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続きは、①遺言書による相続の場合、②遺産分割協議による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③法定された割合による相続の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）

